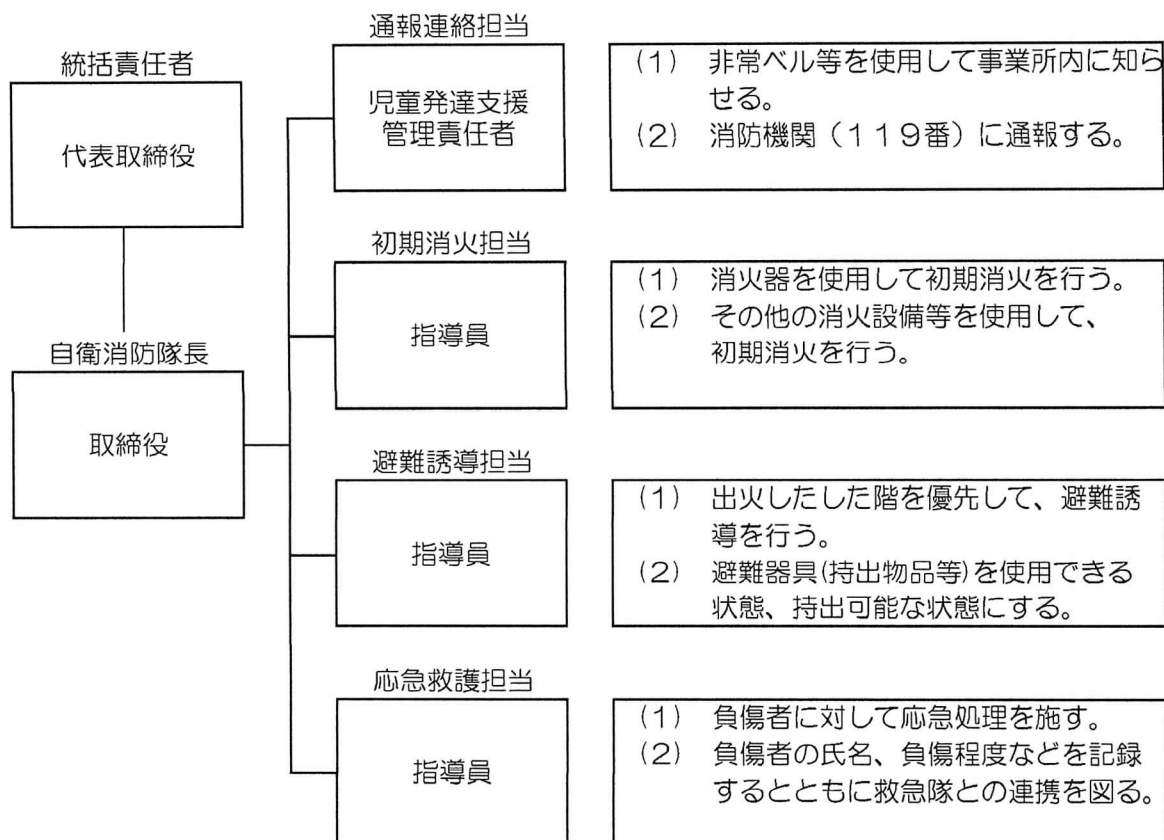


【消防】

1 目的および適用範囲

このマニュアルは、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。
また、この計画で定めたことは、当事業所において利用するもの、職員すべての人員が適応となる。

2 自衛消防組織の編成および火災発生時の任務



3 自主検査

- (1) 日常の自主検査
- (2) 定期的な自主検査

4 消防用設備等の点検及び報告

- (1) 機器点検は６ヶ月ごとに実施し、総合点検は年１回実施する。
- (2) 点検結果は、防火管理者が管理権限者に報告し、不備事項等があった場合には改修計画をたてて改修する。
- (3) 点検結果は、適宜報告する。

5 防火対象物点検

防火対象物点検をしなければならない防火対象物に該当する場合は、１年に１回点検を行う。

6 震災対策

- (1) 管理者は、建物の外壁や広告物などが地震により剥離、落下しないよう日ごろから確認するとともに、建物内の物品の転倒防止などの措置を講じる。

- (2) 震災に備えて、非常用持出品及び食料、資材等の備蓄を行う。
- (3) 地震が発生したときは、児童の安全を最優先とし、また自らの身の安全を確保する。
- (4) 地震が発生したときは、火気を使用している付近にいる職員等は、火気設備等の使用を停止するとともに、燃料の供給を遮断する。
- (5) 負傷者が発生したときは、自衛消防隊長に報告する。
- (6) 応急救護担当者は、負傷者の応急救護にあたる。
- (7) 自衛消防隊長は、地震後要救助者等の検索にあたり、要救助者が倒壊物の下敷きなどにより自力避難できないときは、自衛消防隊の保有する資機材等を使用して救助に全力を傾注する。
- (8) 地震が発生したときは、テレビ、ラジオなどによる地震に関する情報の把握に努めるとともに、広域避難場所等への避難に際しては、事業所内の全員が一団となって行動する。

7 避難施設および防火施設の維持管理

- (1) 避難階段、廊下など避難の際に使用する部分には、物品を放置することのないように維持管理を徹底する。
- (2) 防火戸、防火シャッターなどには、閉鎖障害がないように維持管理を徹底する。
- (3) 屋内消火栓や避難器具の周囲には、操作の障害となる物品を放置しないよう維持管理を徹底する。

8 放火防止対策

- (1) 建物の周囲には、ダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 常時監視のできない倉庫などは、施錠をする。
- (3) 休日、就業時など無人となるときには、出入口は必ず施錠をする。

9 工事中の防火管理

- (1) 管理者は、工事人に対して工事計画書を提出させるとともに、必要に応じて工事に立ち会う。
- (2) 管理者は、工事人に対して火気の管理責任者を指定させ、掲示させるとともに喫煙場所を指定する。
- (3) 工事人は、溶接作業を行う場合や塗装工事など危険物を持ち込む場合には、事前に防火管理者の承認を受ける。
- (4) 放火防止のため、工事用資機材の整理・整頓を励行する。

10 防災教育および訓練

防災教育および訓練の実施回数（時期）、対象者は下記のとおりとする。

	実施回数（時期）	対象者
防災教育	入社時	新入社員
	年1回	正社員
	必要の都度	パート、派遣職員
訓練	年1回	消火訓練・避難訓練
		総合訓練
		震災訓練

11 火気設備等の管理

- (1) ボイラー室、電気室、消火栓ポンプ室などには、不要な物品を放置しない。
- (2) 暖房器具、ガスコンロ等の付近には、可燃物を置かない。
- (3) 施設内は全面禁煙とする。

12 避難経路図の掲示

避難経路図は書面にて掲示及び配布を行い周知徹底を図る。

火災・地震等の災害時の一時避難場所及び緊急連絡先について

平成28年10月現在

避難経路： 



岩倉東小学校

☎(0587)66-2311
〒482-0041
岩倉市東町掛目1

【一時避難場所】

ふれんず 岩倉

☎0587-65-5160

〒482-0002

岩倉市大市場町順喜81

ふれんず 岩倉

～参考情報～

① 「避難勧告」と「避難指示」について

種別	拘束力	
避難準備情報		事態の推移によっては避難勧告や避難指示を行なうことが予想されるため、避難のための準備を呼びかけるもの
避難勧告		居住者等に立ち退きを勧め促すもの（強制力なし）
避難指示		被害の危険が切迫した時に発せられるもの 「勧告」より拘束力が強い

② 防災訓練の実施について

「ふれんず 岩倉」では、防災訓練を年1回実施しております。



【緊急時の連絡先について】

地震等の災害時、まずは「ふれんず 岩倉」にご連絡頂き、繋がらなかった場合、下記「緊急連絡先」までご連絡をお願い致します。

- ① ふれんず 岩倉 TEL : 0587-65-5160
- ② 緊急連絡先（ふれんず携帯） TEL : 070-5335-5160
- ③ 緊急連絡先（メールアドレス） mail : friends.iwakura@gmail.com
- ④ 地震等大規模災害時は、
災害伝言ダイヤル 171 をご利用下さい。

I 平常時の防災対策

1 消防計画の作成と防災設備等の整備点検

- ① 消防マニュアルの作成、消防機関との連携
- ② 消防法令に基づく消防用設備等の有資格者による定期点検の実施及び防災物品の整備
- ③ 建築基準法令に基づく防災設備の点検及び維持管理

2 防災体制の整備

- ① 非常時の関係機関への早期通報体制・職員動因体制・避難体制・他施設との協力体制及び地域ボランティア協力体制・利用者家族への連絡体制の確保
 - ・ 連絡体制図・緊急連絡先一覧、災害時役割分担表・緊急連絡網、職員召集・参集基準、避難経路図、協力施設一覧等の作成・点検
- ② 食料・資材等の備蓄と定期点検
 - ・ 食料・飲料水、医薬品・衛生用品、電池等の備蓄・点検
 - ・ 非常持出品の整備・点検
- ③ 設備・備品等の安全対策
 - ・ 備品等の店頭・落下防止
 - ・ ガラスの飛散防止等
- ④ 災害時情報収集の体制整備
 - ・ 停電時に備え、ラジオ等の準備

3 施設利用者情報の管理・更新

- ・ 施設利用者に関する情報の管理・更新、緊急時連絡先を含めた利用者名簿の作成

4 防災訓練の適切な実施等

- ① 職員、利用者等の参加による避難・消火訓練の適切な実施及び職員等への防災教育の徹底
- ② 地域の消防署や消防団などと合同での地域防災訓練への積極的な参加
- ③ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171の使用訓練

5 立地条件の把握と避難計画の整備

- ① 施設の立地条件の確認。防災上考慮すべき知育・区域に施設が該当していない確認
岩倉市浸水ハザードマップ
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/guide/utrv8o0000006fvc.html>
- ② 避難計画（避難に関するマニュアル）の整備
 - ・ 避難経路については実際に通行し、途中の危険な箇所を点検するとともに、所要時間等を把握する。
 - ・ 避難計画については、職員及び利用者等に文書等で周知徹底を図る。

6 事業継続計画（BCP）の策定に努める

- ・ 災害時に優先して実施する事業を整理し、優先度に応じ順位付けをする。
- ・ 災害時に想定される職員体制を考慮のうえ、優先事業を行うための手順と人員配置をシュミレーションする。
- ・ 関係業者等と災害時の対応を確認するとともに、必要であれば災害時の援助に関する相互協定の締結を行う。また、大規模災害に備え関連する遠隔地の施設との協力体制を構築する。

※ 中小企業庁：中小企業BCP策定運用指針

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

防災マニュアル 握しやすいようにする。

③ 施設職員やボランティア等の援助者も名札等を付し、人目で身分が判るようにする。

④ 利用者の状況は、病院への搬送や新しい利用者の受け入れ等により日々変化することが想定されるため、利用者名簿や受け入れ・転送先等の記録を作成する。

- 利用時間内に被災した場合、帰宅が困難となった利用者の安全確保のため、必要に応じて宿泊させるなどの対応を行う。
- 利用者は、指定避難所での生活では支障が生ずる恐れがあるため、利用時間外に被災した場合であっても、必要に応じ利用者等のために暫定的な避難所として使用できるよう配慮する。
- 施設には24時間生活することを想定した物品、設備、人員体制等が整備されていないため、暫定的に避難する方のための物資等に不足が見込まれる場合には、その旨を施設所管課等へ連絡し協議する。

Ⅱ 災害時の応急対策

1 施設及び利用者等の安全確保対策

(1) 災害発生初動期の対応

- ① 出火防止と災害情報の適切な把握
 - a) 出火防止と消火
 - ・ 災害発生後直ちに、火元の点検、ガス漏れの有無の確認等により、出火防止に万全を期す。
 - ・ 出火の際には各施設の消防計画に従い通報・避難・消火に努める。
 - b) 災害情報の適切な把握
 - ・ テレビ、ラジオ等により災害情報を収集する。
- ② 利用者の安否と施設被害状況の確認

利用者・職員の安否及び施設被害状況を確認する。また、利用者等に状況を正確に伝え、不必要な不安や同様を与えないように努める。
- ③ 救護・避難誘導
 - ・ 負傷者等が発生した場合には、速やかにその救出、応急処置、病院等への移送を行うとともに、必要に応じ、消防機関等に支援要請を行う。
 - ・ 施設の損壊状況や市災害対策本部の情報等に踏まえ、必要に応じて利用者等を避難場所に避難させる。
 - ・ 特に施設外に利用者等を避難させる場合にあっては、職員が利用者の医療機関情報等を記載した利用者名簿を携行し、到着時点呼等により所在確認を行う。
- ④ 利用者等の家族(保護者)への状況報告
 - ・ 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に利用者と施設の状況を伝える。
 - ・ 利用者等の保護者等への引継ぎは、保護者等が直接施設または避難場所に引き取りにきた場合のみ行うものとする。なお、保護者等の状況により引継ぎの時間を要する可能性も踏まえ対応する。
- ⑤ 被害状況の報告
 - ・ 市内において大規模災害(震度5弱以上の地震等)が発生した場合は、必要に応じて関係各所へ被害状況の報告を行うものとする。
 - ・ 災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板web171への登録を行う。
- ⑥ 地域住民・ボランティア等との協力

災害応急対策の実施にあたっては、地域住民、ボランティア、防災関係機関、利用者等の保護者等と十分連携を図りながら対応する。

(2) 利用者等の状況把握(災害発生2～3日目)

- ① 実態調査と結果報告

施設における利用者等に対する適切な援護を行うため、災害発生後2～3日目に、利用者、職員の健康状態、援護の要否、施設の被害状況当の実態調査を実施し、必要と判断される場合に施設所管課等へ報告する。
- ② 他施設等への受け入れ要請
 - ・ 施設が被災し休業せざるを得ない場合には、利用者等を他施設で受け入れてもらう等の対応が必要となるため、施設所管課等への協議を早急に行う。
 - ・ 他施設等に受け入れてもらう場合には、施設利用者情報により利用者等の配慮事項等を適切に伝達する。

2 留意事項

- 災害時には、外部の支援者や用援護者等が施設に多数出入りすることが想定されるため、十分な意思疎通や情報共有化に向けて、次のような対応を図る。
 - ① 支援ニーズの高い利用者については、目印となるものを衣服等に付するなど、外部の支援者や一般市民にも注意を喚起する。
 - ② プライバシー等に十分配慮したうえで、ケース記録等の必要な情報が綴られているファイル等にも目印を付し、ボランティア等の外部援助者が利用者の心身状況を把握

Ⅲ 災害時の応急対策

1 洪水予報等の情報伝達を受けた場合

各施設は、洪水予報等の情報伝達を受けた場合、利用者等の避難に向けた準備を開始する。
なお、テレビ・ラジオ等により、引き続き気象情報の収集等に留意する。

2 避難情報の情報伝達を受けた場合

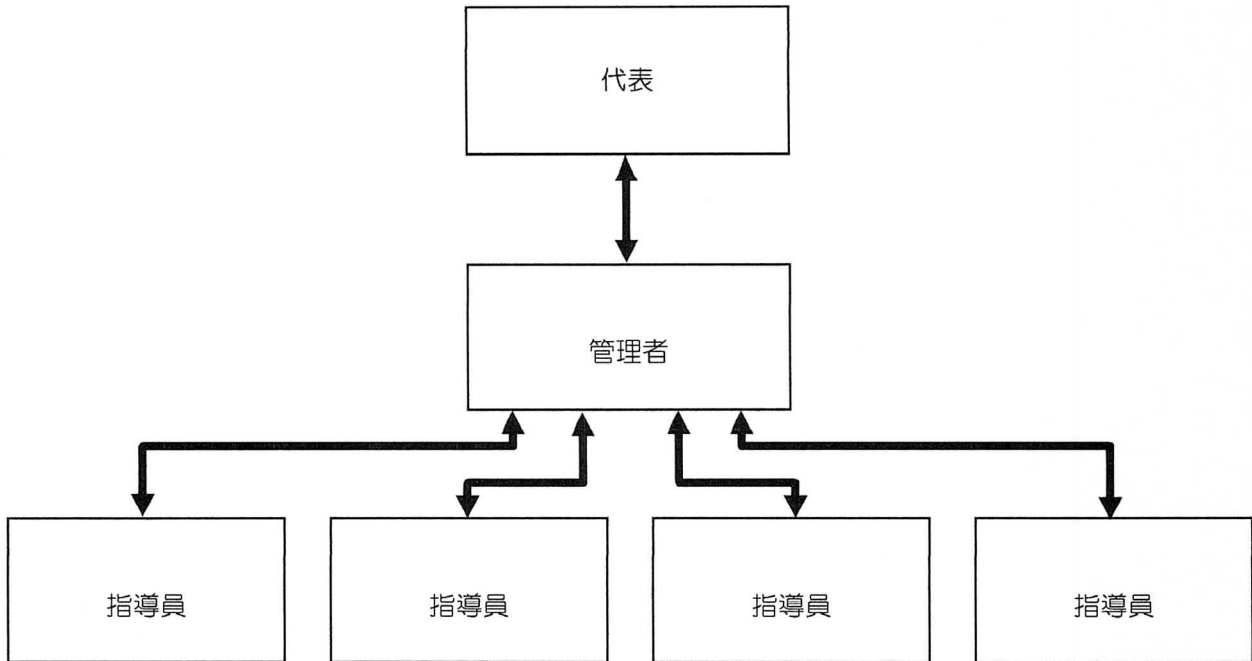
各施設は、避難勧告等の避難情報発令の情報伝達を受けた場合、あらかじめ定めた避難計画に基づき、利用者等を安全な避難場所に避難させる。

- ※ 事前現象のため不足の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、建物の上階等に避難することもある。避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、立地条件や気象状況等を含めて総合的に判断する。
- ※ 電気・機械設備への浸水・雨水浸入により、各設備が避難時に使用できない恐れがあることに留意する。
- ※ 特に土砂災害警戒区域等に近い施設については、避難情報が発令されていなくても、土砂災害警戒情報を確認するとともに、斜面の状況等に注意を払い、土砂災害の前兆現象などの異変があれば自主的に避難すること考慮する。

3 避難情報の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

職員連絡網（体制）



職員召集・参集基準

勤務時間外に災害が発生、又は災害の発生が予測される場合には、各事業所職員は、以下により職員本人が所属する事業所又は別に指示された場所に参集するものとする。

1 緊急連絡網による参集

震度4以上の地震または暴風警報・大雨洪水警報が発令され、代表が必要であると判断した場合は、職員連絡網により職員に参集を命じる。

2 自主参集

震度5以上の地震等により重大な災害が発生した場合は、職員連絡網による参集の有無に関わらず、職員は自主参集する。

交通機関が途絶する可能性もあるため、普段から災害時を想定して自宅からの参集ルートや手段を書く職員は確認しておく。

負傷や自宅の被災等により、参集できない場合は、本人が所属する事業所管理者へその旨を連絡する。